

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた 特定健診・特定保健指導等における対応

2020年4月7日に政府より発令された新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言に伴い、厚生労働省は事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた特定健診・特定保健指導等における対応」を4月8日付で発出し、「対象地域に居住する住民を対象とした特定健康診査及び対象地域に所在する医療機関等で実施する特定健康診査を緊急事態宣言の期間中は行なわないこと」が指示されました。

組合員及びご家族の皆さまにおかれましては、当該緊急事態宣言の期間中において、集団健診・個別健診を問わず、特定健診及び特定保健指導（電話、電子メール等を活用する場合を除く）への参加をお控えいただきますようお願い申し上げます。

なお、今後の対応については緊急事態宣言に係る状況の推移に応じて、適時、お知らせいたしますので、ご理解とご協力の程よろしくようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

東京土建国民健康保険組合
健康増進課
03-5348-2982